

東京都中古自動車販売協会
東京都中古自動車販売商工組合

災害時における被災地への車両提供ご協力をお願い

災害時の車支援で日本カーシェアリング協会とJU東京は協定を締結しました。

平素はJU東京事業の運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて標題の件につきまして、この度一般社団法人日本カーシェアリング協会と「災害時における被災地への車両提供の協力に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、自然災害が発生し、被災者の移動手段の確保が必要となった場合、(一社)日本カーシェアリング協会からの要請により、JU東京から会員販売店等に車両の無償提供の協力要請を行うものです。なお、こちらは可能な範囲内で協力するというものなので、車両の提供義務が生じるというものではありません。

JU東京では、かねてより会員のご理解・ご協力のもと、より良い社会を実現するために社会貢献活動等を積極的に推進してまいりました。本件の災害時に車両提供することも社会貢献につながるものと考えております。皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。

敬具

【ご協力いただきたい支援】

《貴会員保有の軽自動車(軽乗用・軽貨物)の寄付》

- 車検が3カ月以上残っているもの
- 安全な走行に支障がない車

※無償で軽自動車を提供することに同意された場合は、(一社)日本カーシェアリング協会(以下「同協会」という。)に連絡の上、指定された保管場所(災害時、自治体から指定された場所)に持ち込む(必要に応じて同協会が引取)。無償提供された軽自動車を速やかに同協会の名義に変更し、自動車保険を付与した上で被災者に貸与する。

車検残3ヶ月以上の軽自動車としている理由は、同協会が速やかに名義変更を行うためであり、車検が切れた場合は、基本的には廃車することになるが、程度により車検を通して同協会が所有する自動車として、他の活動も含めて利用するとのこと。

以上

お問い合わせは、

(一社)日本カーシェアリング協会 宮城県石巻市駅前北通り1丁目5-23 TEL:0225-22-1453

または、JU東京 (TEL:048-990-8611 担当:平塚) までお願いいたします。